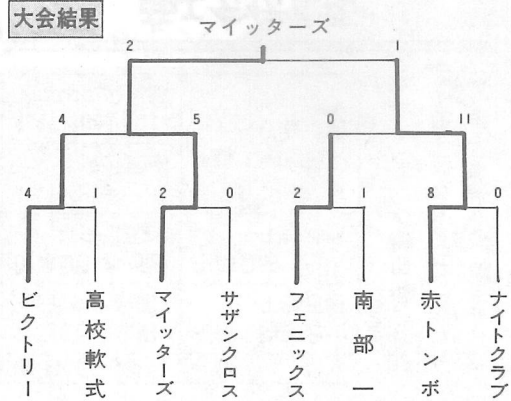


第2回チャリティ野球大会

10月14・21日にチャリティ野球大会が行われ、身障福祉に役立ててくださいと34,633円の寄付をいただきました。ありがとうございました。



評価通知書(土地)の 取扱い変更

— 平成3年1月1日から —

平成2年10月1日より千葉
地方事務局松尾出張所管内の
登記事務が千葉地方事務局成
東出張所へ統合されたことに
伴い、評価通知書(土地のみ)
の取扱いについても成東出張
所管内の取扱いと同様に平成
3年1月1日より添付不要と
なります。

従って平成3年1月1日以
降に登記申請する場合は、法
務局に備え付けの関係書類を
ねください。

尚、家屋については従来ど
おり評価通知書の添付が必要
ですのでよろしく御協力のほ
どお願いいたします。

ご不明の点は横芝町役場税
務課(☎11111 内線3
2・33)、または、千葉地
方事務局成東出張所(047
5-2536)へおたず
ねください。

新しい戸籍は正しい字で

戸籍は、パスポートを取得する場合とか、相続登記をする場合など、いろいろなところで利用されています。

このように、戸籍は日本人についての身分関係を登録・公証する公文書として重要なものですから、正しい文字で記載する必要があります。

しかし、戸籍の中には、氏名が誤字あるいは俗字で記載されているものもあります。そのため、官公署の窓口などでトラブルを生じ、社会生活上不便を強いられておられる方々もあるようです。

そこで、平成3年1月1日以後は、従来の戸籍に誤字・俗字で記載されている氏名を新しい戸籍に記載する場合には、正しい字を用いることとなります。

新しい戸籍には正しい字で記載します

(1) 従来の戸籍に氏名が誤字・俗字で記載されている方について、次のような場合には

新しい戸籍に正しい字で記載します。

- (ア) 婚姻・転籍などによって新しく戸籍を作る場合
- (イ) 養子縁組などによって他の戸籍へ入籍する場合
- (ウ) 戸籍を再製する場合など

(2) 誤字・俗字を正しい字で記載する場合には、届け出の時あるいは戸籍に記載した後における旨をお知らせします。

(3) 俗字のうち「高」とか「崎」など、一定の範囲の字については、従来のまま記載します。

申し出によって正しい字に訂正することもできます

現在の戸籍については、そのままでは正しい字には直りませんが、申し出によって、いつでも戸籍に記載されている誤字・俗字を正しい字に訂正することができます。

申し出によって難しい字をやさしい字体に直すこともできます

戸籍に記載されている氏名が、例えば「邊」と旧字体で記載されているため、ご不便を感じておられる方は、申し出により、その字体に対応する新字体(通用字体)である「辺」に直す(更生する)ことができます。

平成2年 工業統計調査 石油等消費構造統計調査 にご協力下さい

「工業統計調査」が本年も12月31日現在で行われます。この調査は、製造業に属する事業所を対象として、従業者数や製造品出荷額などを調査するものです。また、石油を中心とするエネルギー消費の実態と動向を把握するため、従業者30人以上の事業所については、併せて「石油等消費構造統計調査」が実施されます。

企画空港対策室